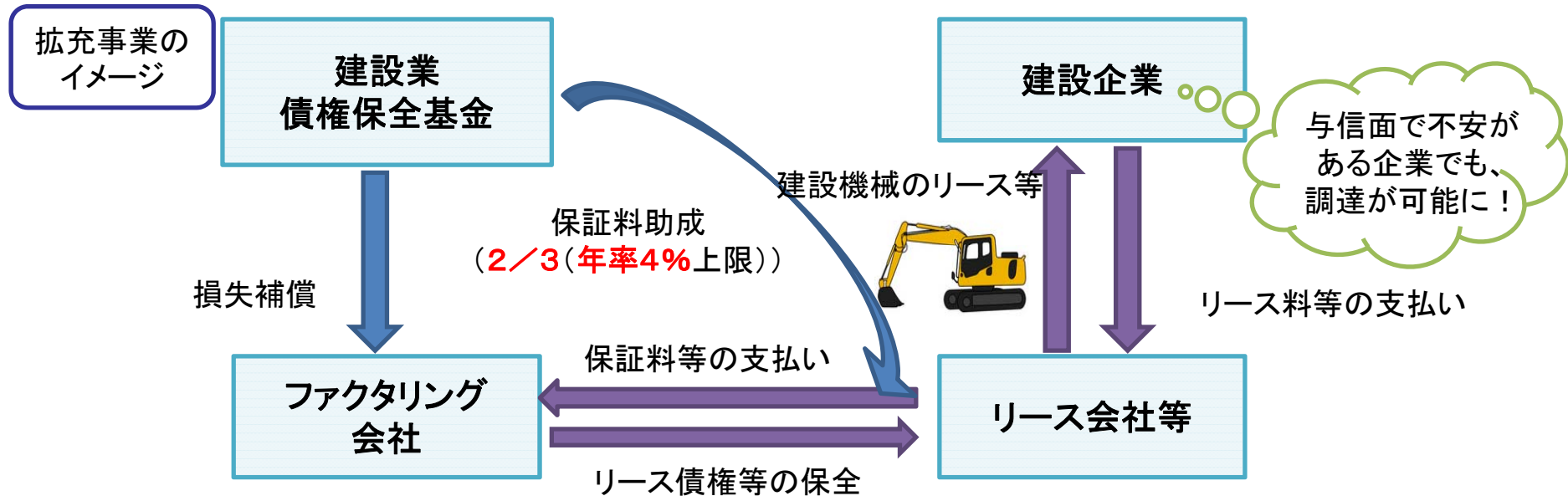


建設業への金融支援事業の延長・拡充

被災地の復旧・復興作業に従事する建設企業における建設機械の調達円滑化及び地域における災害対応、除雪及びインフラの維持管理など、地域社会の維持に不可欠な役割を担っている建設企業の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図るため、建設業への金融支援事業の延長・拡充を行う。

下請債権保全支援事業の延長・拡充

- 事業期間の**1年間の延長** (H24.3.31→H25.3.31)
- 被災地において、**建設機械の割賦販売、リース、レンタルを行う者**を保証対象に追加



地域建設業経営強化融資制度の延長

- 事業期間の**1年間の延長** (H24.3.31→H25.3.31)